

現 場 説 明 書

工事名称：沖縄国際物流拠点産業集積地域うるま地区賃貸工場
水銀灯代替設備取替工事（1, 8, 16, 17, 23, 24, 25, 28, 30 号棟）

沖縄県商工労働部企業立地推進課

※当該入札に伴い現場確認を行う場合は、
企業立地サポートセンター（TEL:098-921-0225）から承諾を得ること

1. **工事名称** 沖縄国際物流拠点産業集積地域うるま地区賃貸工場
水銀灯代替設備取替工事（1, 8, 16, 17, 23, 24, 25, 28, 30 号棟）
2. **工事場所** うるま市
3. **工 期** 契約締結日の翌日から令和9年3月10日まで
※共通費の算定にかかる工期Tは各工場0.5ヶ月として予定価格を算出している。
改修：T=0.5
4. **入札条件** 別紙「公告」のとおり
5. **工事概要** 図面記載のとおり
6. **工事範囲** 本工事設計図書（本書を含む。）に示す工事の施工一切
- ~~7. 関連工事~~
- ~~8. 施工条件~~
9. **質問回答** 現場説明事項及び設計図面に対する質問回答は下記によりすべて文書で行う。
質問書の提出部数は1部とし、電子メール（indus-pr@pref.okinawa.lg.jp）又は持参により提出すること。なお、質問がない場合は提出を要しない。
 - (1) 提出期間 別紙「公告」のとおり
 - (2) 提出先 別紙「公告」のとおり
 - (3) 担当者 沖縄県商工労働部 企業立地推進課 立地企業支援班 仲村
 - (4) 様 式 別紙1のとおり
 - (5) 回答方法 別紙「公告」のとおり
10. **現場確認** 賃貸工場には企業が入居しているため、現場確認が必要な場合は、事前に下記の施設管理者より承諾を得た上で実施すること。
 - (1) 施設管理者：企業立地サポートセンター（県指定管理者）
 - (2) 連絡先：098-921-0225
 - (3) 確認可能期日：公告日から7月14日（火）までの平日9:00～16:00の間
（土日祝祭日を除く）

11. 提出書類等

- (1) 別紙 2 に記載する書類は遅滞なく提出すること。
- (2) 完成図書は別紙 3 による。

12. 現場代理人及び主任技術者等（契約書第 10 条関係）

契約書第 10 条に基づき行う現場代理人及び主任技術者等の通知は、別紙 2 の現場代理人等通知書により行う。

~~なお、コンクリート造の工作物（その高さが 5 メートル以上であるものに限る）の解体作業時は、コンクリート造の工作物の解体等作業主任者を現場常駐させること。~~

13. 官公署への手続き

- (1) 本工事に必要な官公署及びその他の機関への許認可等必要な申請及び手続き（赤土対策等）は、遅滞なく行い、かつ、これらの手続きに要する費用はすべて受注者の負担とする。
- (2) 資材の搬出入については、所轄警察署及び道路管理者等と十分調整のうえ、受注業者が行うこととし、実施に当たっては関係官公署の指示に従い、特に車両渋滞の防止、一般通行者への安全対策及び公害防止には十分配慮すること。

14. 支給材料及び貸与品（契約書第 15 条関係）

- (1) ~~支給する工事材料及び貸与する建設機械器具は以下のとおりとし、引渡場所及び時期については、監督員の指示による。~~

品 名	数 量	品 質	規格・性能

- (2) ~~支給材料及び貸与品は、工事の完成、設計変更等によって不用となった時は、監督員の指示により、速やかに返還しなければならない。~~

15. 工事用水・工事用電力等

当該工事に必要な電気、電話、水道、排水施設等に要する手続きは受注者で行い、かつ、その設置に要する費用・使用料金等は受注者の負担とする。

16. 総合仮設計画図

総合施工計画書に記載する総合仮設計画図は、施設側と調整を図ったうえで作成すること。

17. 着工前の隣接施設の調査及び周辺への配慮

工事により隣接施設（校舎、土地、家屋、工作物及び道路等）を汚染、損壊しないように十分な予防措置を取り、また、工事に伴い発生する騒音等の公害についても万全の措置を講ずること。汚染、損壊した場合は、原状回復すること。

なお、工事に先立ち、現場内外における隣接施設の状況を調査及び写真撮影等により記録する

こと。

以上は、搬入経路についても同様とする。

18. 埋設物等

工事中に敷地内より不発弾、文化財、埋設管等の埋蔵物や埋設物を発見した場合は、速やかに監督員に報告し、指示に従うこと。

19. 各種掲示板

- (1) 工事用看板の規格・寸法は別紙4による。
- (2) 安全表示板、交通標示板を現場内外の必要な箇所に設置する。

20. 工程管理等

- (1) 工程会議は、現場着手前は月1回、現場着手後は隔週または週1回開催すること。
- (2) 安全衛生対策協議会を設置し、毎月1回以上の会議を行うこと。
※労働者数が50名未満の場合でも安全衛生懇談会を実施する等して、労働災害を未然に防ぐこと。
- (3) 工程会議及び安全衛生対策協議会は、建築工事の受注者が中心となって運営すること。
- (4) 工事の受注者は議事録を作成すること。

21. 安全管理等

- (1) 受注者は、施設利用者、施設関係者、通行人、近隣住民に対する安全対策を徹底すること。

22. 入札時積算数量書活用方式の適用

- (1) 本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。本方式では入札時において、発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。

なお、入札時積算数量書に記載された積算数量については、当該積算数量に基づく工事費内訳書の提出や契約締結後における工事の施工を求めるものではない。

- (2) 受注者は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求することができる。ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了した場合には、確認を求めることができないものとする。
- (3) 受注者からの請求による(2)の確認は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する工事費内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。
- (4) (3)の確認の結果、入札時積算数量書の訂正に関する協議は、入札時積算数量書に基づき行う

ものとする。ただし、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。

- (5) 発注者は、自ら入札時積算数量書に記載された積算数量に誤り又は脱漏を発見したときは、直ちに確認を行い、(4)に準じて受注者と入札時積算数量書の訂正に関する協議を行うものとする。
- (6) (4)又は(5)の入札時積算数量書に記載された積算数量の訂正は、契約書、設計図書及び数量基準（沖縄県土木建築部建築工事積算基準第5(3)に定める「公共建築数量積算基準」及び「公共建築設備数量積算基準」をいう。）に定めるところによるものとする。

23. 工事費内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。なお、郵便による入札の場合は、当該工事費内訳書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送するものとする。
- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は、少なくとも入札時積算数量書に掲げる種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳に相当する項目に対応するものの数量、単位、単価及び金額を表示したもの（ただし、商号または名称、住所及び工事名を記載すること。）でなければならない。

なお、工事費内訳書には、材料費、労務費、法定福利費の事業主負担分、安全衛生経費、建設業退職金共済契約に係る掛金を記載すること。※入札金額の内訳は、別添「重要なお知らせ（入札内訳に関する注意点）」及び「「労務費に関する基準」の運用方針」（令和7年12月国土交通省）を参考に記入すること。
- (3) 工事費内訳書は、22.(3)の確認において用いる場合を除き、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

24. 着工会議について

本工事の着工会議は下記のとおり予定している。日程等確認のため、落札後、速やかに9.(3)の担当者と連絡をとること。

- (1) 日 程：契約日の締結日の翌日から10日以内
- (2) 場 所：契約後に通知する
- (3) 着手書類：現場説明書、着手関係書類【営繕工事】

※着手関係書類様式は、技術・建設業課 HP にて入手可能。

(<https://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/kanri/jigyou/kouji-doboku-eizen.html>)

25. 地域外からの労働者確保に対する積算方法等の適用

~~(1) 本工事は、地域外からの労働者確保に要する費用について、労働者確保の実態を反映して契約変更のための積算方法等を適用する工事である。~~

~~なお、以下の地域外から労働者を確保するために要する費用を変更対象とする。~~

~~—(変更対象項目)—~~

~~共通仮設費：準備費（借上費）、宿舍費（宿泊費、労働者送迎費）~~

~~現場管理費：労務管理費（募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事・通勤等に要する費用）~~

~~(2) 受注者は、契約締結後に地域外からの労働者の確保に係る経費が必要になった場合において、「変更対象項目に対する実施計画書（様式1）」及び、地域内からの労働者が確保できないとする関係団体等からの証明書（監督員が指示する場合。）を事前に監督員に提出し、該当工種の現場が着手するまでに監督員との協議を終了していなければならない。~~

~~(3) 変更対象項目について労働者確保の実態を反映して契約変更する場合は、「変更対象項目に対する実施報告書（様式2）」及び、金額がわかる数量及び単価の根拠が記載された見積書等の資料（以下、「根拠資料」という。）を監督員に提出し、妥当性が確認された費用について契約変更の対象とする。~~

~~なお、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、契約変更の対象としない。~~

~~(4) 受注者は、「変更対象項目に対する実績報告書（様式2）」及び「根拠資料」を監督員が指定する期日までに、毎月提出しなければならない。~~

~~(5) 共通仮設費の積み上げ分は、「変更対象項目に対する実施報告書（様式2）」及び「根拠資料」において確認された費用について契約変更の対象とし、現場管理費の労務管理費分は、「変更対象項目に対する実施報告書（様式2）」及び「根拠資料」において確認された費用の変更計上額から当初計上額を差し引いた費用をもって契約変更の対象とする。~~

~~なお、労務管理費用については現場管理費率に含まれていることから、協議に際しては、重複計上がないよう留意することとする。~~

~~(6) 疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。~~

26. その他

(1) 本工事の予定価格は、令和8年3月の公共工事設計労務単価を適用し、令和8年6月時点での公共建築工事積算基準等を採用している。

(2) 本工事は完全週休2日（土日）適用工事として労務費及び現場管理費を補正している。

完全週休2日（土日）適用工事とは、営繕工事における週休2日促進工事実施要領に基づいて取り組むものであり、詳細については、別紙5のとおりである。

~~(3) 本工事は快適トイレ試行工事の対象であり、詳細は別紙6のとおりである。~~

(4) 工事中に発生する産業廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係法令に基づき適切に処理しなければならない。

(5) 本工事により発生する建設廃棄物は、原則、再資源化するものとし、「沖縄県土木建築部における公共建設工事の分別解体等・再生資源化等及び再資源活用工事実施要領について」に基づき、建設廃棄物を工事現場から搬出する場合の再資源化施設は、原則として、沖縄県リサイクル資材評価認定制度認定資材（ゆいくる材）の認定を受けた施設とする。

(6) やむを得ない事情により、再資源化が困難な場合は発注者と受注者で協議を行うこととし、協議の結果最終処分を行う場合において、県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物は、産業廃棄物の処理に係る税（沖縄県産業廃棄物税）が課税されるので適正に処理すること。なお、最終処分を行う場合は設計変更として取り扱うものとする。

(7) 特例監理技術者

本工事は建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置を認める。なお、特例監理技術者を置く場合には、監理技術者補佐を本工事に専任で置かなければならない。

特例監理技術者が兼任できる工事現場数は2とする。

(8) 施設管理者等との調整について

- ・ 指定管理者と、催事と工事に係る調整を行うこと。
- ・ 音を発する業務については、施工前に施設管理者と作業範囲内容等の調整を行うこと。
- ・ 本件は契約書第34条に示す部分使用を行う可能性のある工事である。

~~(9) 債務負担行為に係る契約の前金払の特則について（建設工事請負契約書第41条関係）~~
請負者は、~~契約会計年度の前払金の額に翌年度の前払金を加えた額を初年度に前払金として請求することができる。~~

~~※ ただし、契約年度支払予定額は請負代金額の約20%の見込みである。~~

別紙 1

質 問 書

工事名称：沖縄国際物流拠点産業集積地域うるま地区賃貸工場

水銀灯代替設備取替工事（1, 8, 16, 17, 23, 24, 25, 28, 30 号棟）

提出期限：別紙「公告」のとおり

提出先：沖縄県商工労働部企業立地推進課 代表メール（indus-pr@pref.okinawa.lg.jp）

住 所
商号又は名称
代表者氏名
担当者氏名
電話番号
F A X 番号

番号	質 問 内 容

(備考)

1. 質問ごとに番号を付けてください。
2. 質問がない場合は、質問書を提出する必要はありません。

別紙2

契約後速やかに提出する書類

	書類名称	様式番号	備考
1	工事関係提出書類	営繕第1号様式	
2	着手届	第3号様式	
3	工程表	第4号様式	約款第3条(15日以内に提出)
4	現場代理人等通知書	第5号様式	約款第10条(契約後速やかに提出)
5	経歴書	第5号様式(2)	現場代理人等通知書に添付
6	実務経験証明書	第5号様式(4)	必要な場合に提出
7	主任技術者又は監理技術者の資格者証(写)	—	
8	建設業退職金共済制度の掛金収納書	第6号様式	特記仕様書
9	建設労災補償共済等確認願	第7号様式	
10	火災保険・組み立て保険等	—	特記仕様書(必要な場合に提出)
11	受注時工事カルテ受領書(写)	—	特記仕様書(必要な場合に提出)
12	通知書	第11条様式	建設リサイクル法第11条
13	再生資源利用計画書	様式1・イ	特記仕様書
14	再生資源利用促進計画書	様式2・ロ	特記仕様書
15	請負代金内訳書	営繕第2号様式	約款第3条
16	電気保安技術者通知書	営繕第8号様式	提出
17	建設工事下請通知書	第9号様式	契約書第7条

随時提出する書類(工事打合せ簿を鑑に必要書類を添付する。)

	書類名称	備考
1	実施工程表	標準仕様書1.2.1
2	建設工事下請通知書	契約書第7条
3	施工体制台帳	建設業法、標準仕様書1.1.5
4	施工体系図	建設業法、標準仕様書1.1.5
5	使用材料の品質証明資料	標準仕様書1.4.2
6	総合施工計画書、施工計画書	標準仕様書1.2.2
7	施工図	標準仕様書1.2.3
8	工事材料搬入報告書	営繕第7号様式、標準仕様書1.4.4
9	一工程の施工の報告	標準仕様書1.6.4
	その他設計図書に定めのある書類	

毎月5日までに提出する書類

	書類名称	様式番号	備考
1	定期報告書（月分）	営繕第3号様式	
2	工事履行報告書	第11号様式	
3	工事工程表（実施）	営繕第4号様式	
4	工事状況報告	営繕第5号様式	
5	工事写真	営繕第6号様式	

完成時に提出する書類

	書類名称	様式番号	備考
1	完成通知書	第43号様式	
2	県産建設資材使用状況報告書(総括)	参考様式1	
3	ゆいくる材利用状況報告書	様式17	
4	ゆいくる材利用状況報告書（別紙）	参考様式2	
5	再生資源利用実施書	様式1	
6	再生資源利用促進実施書	様式2	

検査合格後に提出する書類

	書類名称	様式番号	備考
1	請求書		
2	引渡書	第44号様式	

別紙3

完成図書案

	書類	規格	部数	備考
1	工事関係書類	A 4	1	契約書関係、官公庁提出書類、施工体制台帳、施工体系図、下請通知書、技能士通知書等
2	工事打合せ簿 (1) 使用材料の品質証明資料 (2) 施工計画書 (3) 工事材料搬入報告書 (4) 試験結果報告書 (5) 一工程の施工の報告 (6) 設計変更に関する協議 (7) その他協議・報告関係	A 4	1	(1)～(7)の項目ごとに目次を作成すること。
3	定期報告書	A 4	1	
4	施工承認図	A 1	1	A 4 サイズに折って提出
5	工事写真	—	1	A 4 サイズに整理して提出
7	工事写真電子データ	—	1	媒体はCD-R又はDVD-Rとする。 工種ごとにフォルダを分ける。
8	完成図	A 3	1	A 4 版観音製本
9	完成図電子データ	—	1	媒体はCD-R又はDVD-Rとする。 ファイル形式は P21 形式とオリジナルデータ形式とし、フォルダを分ける。
10	保全に関する資料	A 4	2	
11	保証書	A 4	1	クリアホルダーに収納
12	工事カルテ受領書 (写)	A 4	1	
13	鍵等引渡書	—	1	鍵は3本1組とし、鍵札(アクリル製)をつけて鍵箱に、また予備品工具類は予備品箱及び工具箱にそれぞれ整理し、目録、キープランとともに提出する。
14	工事完成書類目録	A 4	1	

※完成図書については、「電子納品に関する手引き(営繕)」に基づき事前協議を行う。

別紙4

(仕様) 大きさ：縦1000×横1400 (mm) 程度

背景色：ホワイト

文字：丸ゴシック体、グレー色、300ポイント程度

額縁：四方アルミ、グレー色

〇〇事業	
工 事 名 称	: 〇〇工事
場 所	: 〇〇市
工 期	: 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで
請 負 額	: ×, ×××, 〇〇〇円
主 な 工 事 内 容	:
施 工 者	: (株)〇〇建設 TEL 098-△△△-△△△△
設 計	: ◇◇設計 TEL 098-□□□-□□□□
監 理	: □□設計 TEL 099-□□□-□□□□
発 注 者	: 沖縄県知事 玉城 康裕
工 事 担 当	: 沖縄県商工労働部企業立地推進課 TEL 098-866-2770

別紙5

営繕工事における週休2日促進工事の実施について

【完全週休2日（土日）Ⅱ型】（分離発注工事）

1. 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して、週休2日について取り組む内容を協議したうえで工事を実施する週休2日促進工事である。
2. 週休2日の考え方は以下のとおりである。
 - (1) 受注者は、次の取組の希望の有無を工事着手前に監督員に工事打合せ簿等で報告し、希望する取組を行うものとする。なお、希望しない取組については、受注者は当該取組に係る内容の義務を負わない。
 - ① 対象期間の全ての週（原則として、土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ。）において、原則として土曜日及び日曜日を現場休息日に指定し、週ごとに2日以上現場休息を行う。ただし、対象期間において日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場休息を行うこととする。なお、現場休息日を土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。
 - ② 対象期間の全ての月ごとに、現場休息日数の割合（以下「現場休息率」という。）が28.5%（8日/28日）以上となるよう現場休息を行う。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場休息を行っている状態をいう。なお、現場休息日を土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。
 - (2) 受注者は、次の取組については、協議に関わらず取り組むものとする。
 - ① 対象期間内の現場閉所率が、28.5%(8日/28日)以上となるよう現場閉所を行う。
 - (3) 「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。
 - (4) 「現場休息」とは、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。また、降雨、台風等による予定外の現場の閉所や猛暑による作業不能による一日を通しての現場の閉所についても、現場休息に含めるものとする。
3. 受注者は、工事着手前に、週休2日の取得計画が確認できる現場休息の予定日を記載した「実施工程表」等を作成し、監督員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。

受注者は、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「実施工程表」等を作成する。

工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「実施工程表」等を提出するものとする。監督員が現場休息の状況を確認するために「実施工程表」等に現場休息の日を記載し、必要な都度、監督員に提出するものとする。また、施設管理者の承諾を前提に週休2日促進工事である旨を仮囲い等に明示する。
4. 監督員は、受注者が作成する現場休息の日が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場休息日数を確認する。

5. 2(1)①を前提に補正係数 1.02 による労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）の補正及び補正係数 1.01 による現場管理費（原則として、現場管理費率相当額）の補正を行った上で予定価格を作成している。

発注者は、現場休息の達成状況を確認し、2(1)①の取組が未達成の場合は現場管理費の補正係数を除して現場管理費補正分を減額変更し、2(1)①及び②が未達成の場合は労務費の補正係数及び現場管理費の補正係数を除して請負代金額のうち労務費補正分及び現場管理費補正分を減額変更する。

なお、工事着手前に受注者が2(1)①又は2(1)①②両方の取組を希望しない場合（2(1)①又は2(1)①②両方に取り組むことについて協議が整わなかった場合を含む。）については、速やかに請負代金額のうち労務費補正分及び現場管理費補正分を減額変更する。

6. 本工事は週休2日促進工場のモニタリング対象であり、現場休息が困難となった場合には、監督員は受注者に当該理由を確認の上、対応策を協議することがある。また、受注者は工事完成日時点で監督員の指示によるアンケート調査に協力するものとする。

※ 分離発注工事がある場合は「現場休息」、
単体工事の場合は「現場休息」を「現場閉所」とする。

○営繕工事における週休2日促進工事实施要領（令和7年7月1日適用）

重要なお知らせ（入札内訳に関する注意点）

令和8年4月1日以降に入札公告又は指名通知する案件より、入札段階から、入札金額の内訳に材料費や労務費、法定福利費（事業所負担分）等を明示することとしました。「労務費に関する基準」の運用方針」（令和7年12月国土交通省）を参考に、記入して下さい。

入札内訳の例示

別紙様式一〇

年 月 日

（発注者） 殿

住所

（受注者）

氏名

工事費内訳書

工 事 名

工事区分	工 種	種 別	細 別	規 格	単 位	員 数	単 価	金 額

(直接工事費のうち、材料費 円) *

(直接工事費のうち、労務費 円) *

(現場管理費のうち、法定福利費 円) *

(工事原価のうち、安全衛生経費 円) *

(現場管理費のうち、建設業退職金共済契約に係る掛金 円) *

※朱枠内の項目・金額追記記載となりました。

※ 括弧内の材料費、労務費、法定福利費、安全衛生経費、建設業退職金共済契約に係る掛金については、別紙としてもよい。

(注) 共通仮設費については、内訳として運搬費、準備費、仮設費、事業損失防止施設費、安全費、役務費、技術管理費、営繕費があり、本工事で該当する項目全てについて記入するものとする。